

## 第25回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部課長会【結果】

令和2年7月31日(金)  
16時00分から  
防災対策室

### 検討事項1 公共施設におけるモニタリング期間の終了について

コロナ禍において、公共施設を開館し、今後も安全に施設を使用できるよう、利用者から意見を聞きながら実施する期間を「モニタリング期間」と位置づけ、6月から順次開始している。

現在、東京都では、東京都感染状況統括コメント（7/21時点）として「感染が拡大していると思われる（4段階中最上位）」とされていることや、多摩市内においても新規感染者が発生している状況ではあるが、6月以降の取り組みの中間報告と、最終的な方向性の確認を行い、9月から公共施設における方向性の確認を行う。

#### 1 9月以降の方向性

- 当初の予定どおり、8月末をもってモニタリング期間を終了する。
- 引き続き、市として市民活動の場を確保するよう努める。
- 9月1日以降、引き続き、感染防止対策を実施した上で、施設利用を行う。
- 感染拡大状況を鑑み、施設の特性により、所管部の判断において、施設利用の中止や縮小を行うことは可能とする。
- その場合は、再開時期の目安も合わせて検討を行う。
- 施設内でクラスターが発生した場合は、当該施設による同一な利用方法は、当面中止とする。（各施設間で情報共有し、同じ使用方法でクラスターが発生しないよう十分留意する。）
- 国・都から新たな指針等が発出された場合はその指示に従う

#### 2 貸出施設における取り組み事例（主に、共通して取り組んでいる事項を抽出）

##### （1）利用方法注意点

- マスクの着用
- 来館前の検温の実施。熱（37.5℃以上）がある場合の利用の取りやめ
- 来館・退館時における手洗い・手指消毒の徹底
- 人との距離を2メートル以上開ける
- 館内での飲食禁止（水分補給を除く）
- 対面での会話、大声での発生、接触を防ぐことのできない利用の禁止
- 1時間に5分程度の換気を2回実施
- 部屋の使用後に、ドアノブやスイッチ、使用した物品等の消毒清掃

##### （2）周知方法

- 施設利用報告書等にチェック欄を設け、確実な履行と周知の徹底
- 利用前に、注意事項が記載されているチラシ等の配布

### 3 利用者からの意見（抜粋）

#### （1）モニタリング結果

6月中の利用者から得られた回答

	計	割合
1 適切であった	213	97.3%
2 もっと制限すべき	2	0.9%
3 もっと緩和すべき	4	1.8%
計	219	

※ 6月の回答率 465団体中219団体 回答率=47%

#### （2）主な意見

##### 「1 適切であった」に関する意見

- 全員マスク着用で、椅子を1席ずつ空けて座った。常に戸を2か所開けて換気。
- なるべくおしゃべりは控えめにしました。
- 換気のためドアは開けっぱなしにして机も離してすわりました。
- 少人数で利用。
- 必ず出入り消毒、食事は別々に。卓と牌を1回毎に消毒。

##### 「2 もっと制限すべき」に関する意見

- 1部屋、麻雀卓7台を置いている団体がいる。密着注意して下さい。

##### 「3 もっと緩和すべき」に関する意見

- 接触についてももう少し細かい段階分けがあると嬉しいです。

#### （3）使用方法別の意見

<ダンス等>

- 一人で出来るエクササイズ中心。
- 椅子を2m離す、マスクをして歌う、30分に5分換気、消毒など。
- 部屋出入りごとに手指消毒を行った。

<合唱等>

- マイクを使用していますが各自使用したらアルコール除菌シートでふき取るようにしています。
- 手袋をして、マイク一人ずつカバーをかけて（1回ごと取り換える）入室の時は除菌。手袋等は持ち込み。

### 4 第26回対策本部会議での決定事項（参考）

#### ① 方針

- どのような手法や使い方をういれば、安全に施設を使用できるかを、施設利用者と検討する期間を設けることとする（モニタリング期間）
- その期間は施設貸出から8月末までとする。
- その間は、施設使用料は免除することとする。
- ※ 施設側で新たに制限を設けていない場合は、通常通りの貸し出しとする。
- ※ 屋外体育施設は対象外とする。
- ※ 市外団体・市外個人は対象外とする。

## ② 各施設管理者への依頼事項

- 8月末までの間に、「三密」を作らない事や、「新しい日常」を踏まえた使用方法を十分に検討し、施設利用者が安全に使用できるような使用方法を構築すること。
- 万が一、感染者が発生した場合、構築した使用方法に課題が発生していなかったのか、速やかに検証できるようにしておくこと。
- モニタリング期間において、利用者の意向を把握できるような工夫を行うこと。
- 施設利用者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する予防策のチラシ等を配布し、啓発を図ること。
- モニタリング期間の意義を丁寧に説明し、利用方法等について相互の理解を深める事へのご協力をお願いすること。
- モニタリング期間（使用料減免）において、利用者が急増するなどして三密を引き起こす場合には、利用方法の見直しを図る。

## 各課からの情報提供

### ○教育委員会から一多摩市立学校の児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症のり患者が発生した場合の対応について

#### <消毒作業への職員の応援>

学校でり患者が発生した場合、消毒作業が発生するため、消毒範囲が広い場合や箇所数が多い場合などは、職員の応援を得て実施する可能性もあるため、その際はご協力お願いします。

応援が必要な場合は、防災安全課まで。

### ○多摩市独自のPCR検査の拡大方針について

検査の対象範囲を決定する際は、協力お願いします。

### ○PCR検査センターについて

9月までは、武道館で週2日実施

車両によるセンターへの送迎サービス開始

### ○防災安全課から

各所管において、3密対策、マスクの着用、手洗い手指消毒は、徹底して行ってください。また、施設利用者等へも同様な指導をお願いします。